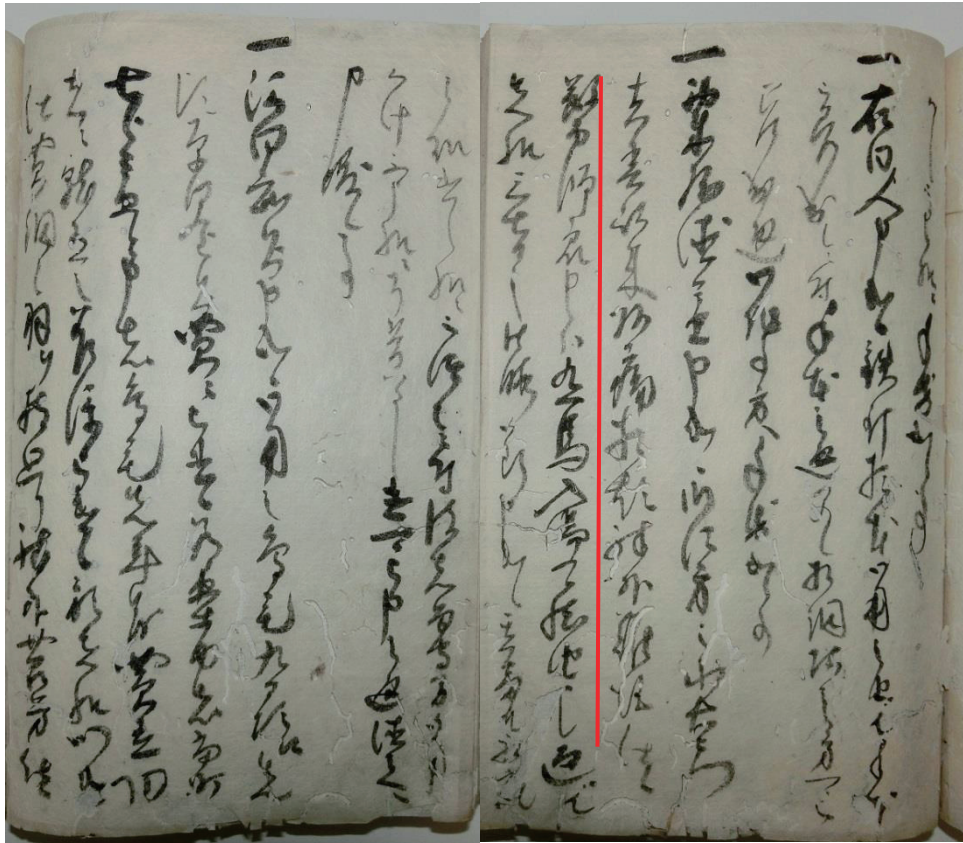




「御蔵本日記」（徳山毛利家文庫）元禄 10 年 7 月 13 日条

いやす
なおす
たもつ



文書館資料にみる
病気・医療・健康

18

身を保つ⑥

湯治（温泉と石風呂）

江戸時代、藩士や庄屋などの諸役人が湯治と称して職務を離れ往来する場合、事前に藩の許可が必要でした。徳山藩の場合、その許認可決裁の記述が「御蔵本日記」（徳山毛利家文庫）に少なからず見うけられます。その記述を湯治先毎に集計したものが裏面の表です。

約 700 例を数え、湯治先のほか往
来日数も明らかになる場合があり、傾向
のようなものをうかがうことができます。最
遠の湯治先が上州草津温泉（群馬
県）、その認められた往来日数は 200
日に及びます。

時代を通して山口湯田への湯治が多かったといえます。また、豊臣秀吉がよく愛用したことで有名な摂州有馬温泉（兵庫県）は往來日数平均約 40 日と遠方ながら高かったといえますが、次第に足が遠のいていったようです（上写真は「医師衆申候ハ有馬入湯可然由申候」と、医師が有馬温泉行きを勧めている箇所です）。

馴染みの道後や別府の温泉行きも
 少なくなかったし、その他の中には当地、
 長門国の川棚（現下関市）48 例、
 俵山（現長門市）28 例、深川（左
 同）15 例も含まれています。

5 回も湯治を認められた藩士がいます。寛政 7 年（1795）から文化 8 年（1811）まで 17 年間に 5 回、延べ 130 日にわたり山口湯田温泉行きを認められています。有馬行きを元禄 5 年（1692）から宝永 2 年（1705）の間に 4 回も認められた庄屋もいました。

中には社寺参詣も兼ねている場合もあり、例えば有馬湯治と伊勢参りを兼ねた場合などは 90 日、3ヶ月もの往来が認められています。

温泉同様湯治の役割を果たした伝統的なものに蒸気浴の石風呂があり、石風呂への往来についても日記はとらえています。根強く愛用され、大いに盛行した時期もあったことがうかがえます。



「御蔵本日記」（徳山毛利家文庫）1,166 冊は、萩藩の支藩 徳山藩の元禄元年（1688）から明治元年（1868）までの政務日記ですが、当時の藩領内の社会状況を日々活写しており、人々の往来に関わる記述も少なくありません。

石風呂は鎌倉時代までさかのぼる湯治方で、今日まで連綿として使われるものさえあります。日記からは元禄 15 年（1702）宮島、元文 3 年（1738）生野屋村（現下松市）、明和 6 年（1769）大島郡、安永 7 年（1778）柳井、天明 3 年（1783）福川村真福寺、同 5 年（1785）大島郡、同 8 年（1788）久米村慈福寺、寛政 12 年（1800）本正寺、文政 6 年

（1823）徳山権現藪などに石風呂が設営されていたことが判明します。

天明年中の福川村真福寺の場合 8 例の利用、寛政年中の久米村慈福寺の場合同じく 8 例の利用など集中的に記録されるほか、寛政 3 年（1791）正月 24 日条には脚気の藩士が自宅に石風呂を設営し療養する話も描かれています。

徳山藩領民の湯治回数	山口湯田	摂州有馬	伊予道後	豊後浜脇（別府）	その他	計
元禄（1688）～正徳（1714）	10	37	12	0	3	62
享保（1719）～宝暦（1763）	75	112	79	3	67	336
明和（1764）～文化（1817）	143	42	34	48	3	270
文政（1818）～文久（1863）	14	0	0	19	3	36
計	242	191	125	70	76	704
平均往來日数	14.8	40.9	42.4	（21）＊	－	－

＊豊後浜脇は往來日数が分かるのは一例のみ